

① 本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への**在留資格変更が可能**です
- ※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、**従前と同一の業務（注）**で就労を希望する方に限ります
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
 - ※ 「**特定活動（6か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、**資格外活動許可（週28時間以内）**を受けて就労することが可能です（12月1日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能**です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ **特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望する**など一定の条件を満たす場合は、**特定産業分野（介護、農業等の14分野）**で就労が認められる「**特定活動（最大1年・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）
- ※ **帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能**です

【以下については**技能実習2号**を修了される方へのご案内です】

④ 「**特定技能1号**」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です
- ※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への**在留資格変更が可能**です
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「**技能実習3号**」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への**在留資格変更が可能**です
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

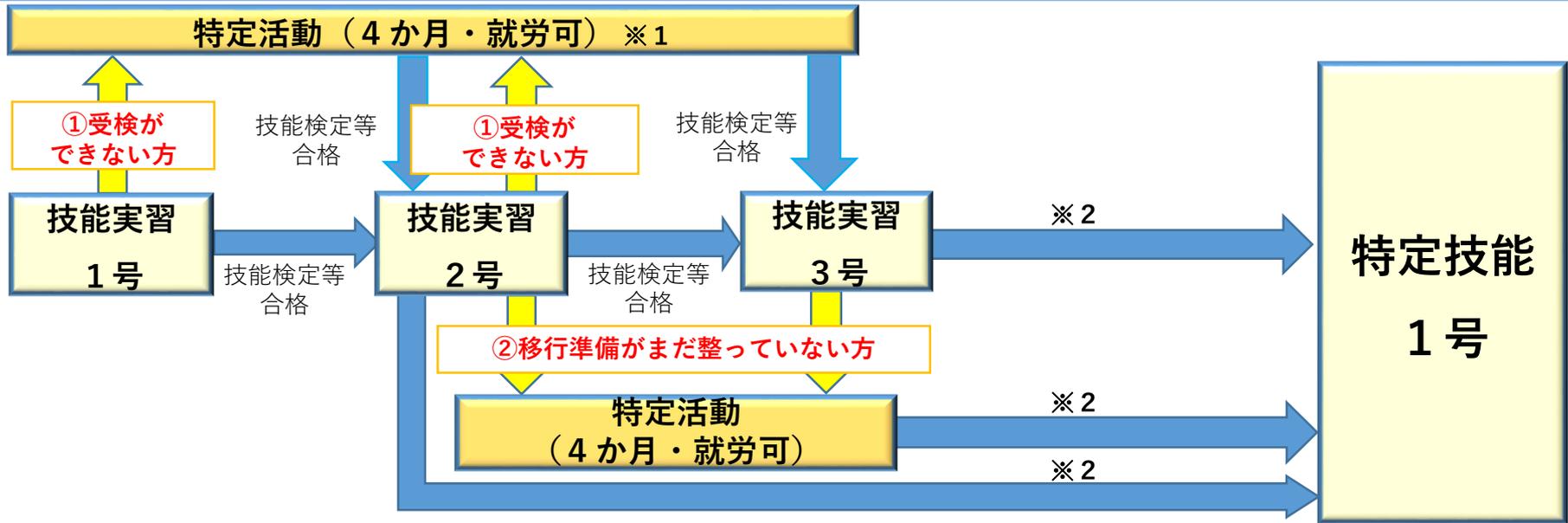
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です（帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です）。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（※4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（※5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- ※4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- ※5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。